



令和4年度

保育園・認定こども園 入園案内

酒々井町

《問合わせ先》

酒々井町役場 こども課 子育て支援班

〒285-8510 酒々井町中央台4-11

TEL:043-496-1171 (内線373)



【 目 次 】

1. 保育園や認定こども園等について・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 1
2. 教育・保育給付認定について・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 2
3. 申請方法・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 3
4. 保育園利用手続きのながれ・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 4
5. 保育料について・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 7
6. 時間外保育の申込みについて・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 8
7. 入園にあたっての注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 8

1. 保育園や認定こども園等について

小学校入学前の生活の場には、保育園や認定こども園、幼稚園などがあります。それぞれの生活にあった施設を選ぶことができます。

(1) 保育園（0歳～5歳）

就労、疾病、病人の看護等により、家庭で保育のできない保護者に代わって保育を行う施設です。

(2) 認定こども園（0歳～5歳）

幼稚園と保育園の機能や特徴を併せ持つ施設です。3歳以上の児童については、保育を必要とする児童（保育園対象児童）と、それ以外の児童（幼稚園対象児童）が同じ教室で教育・保育を受けます。

(3) 地域型保育（0～2歳）

市町村の基準を満たし、少人数で保育を行う施設です。

地域型保育には①小規模保育 ②事業所内保育 ③家庭的保育 ④居宅訪問型保育があります。

(4) 幼稚園（3～5歳）

小学校教育との接続のため、幼児期の教育を行う施設です。

※幼稚園への入園は、各施設へ直接お問い合わせください。

【令和4(2022)年度 クラス年齢早見表】

クラス	生年月日
5歳児	平成28(2016)年4月2日～平成29(2017)年4月1日
4歳児	平成29(2017)年4月2日～平成30(2018)年4月1日
3歳児	平成30(2018)年4月2日～平成31(2019)年4月1日
2歳児	平成31(2019)年4月2日～令和2(2020)年4月1日
1歳児	令和2(2020)年4月2日～令和3(2021)4月1日
0歳児	令和3(2021)年4月2日～園により受入月齢が異なります



2. 教育・保育給付認定について

保育施設を利用する場合、「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。認定区分は年齢と保育の必要性の有無によって区分され、認定区分によって利用できる施設が異なります。

区分	対象年齢	認定条件	利用できる施設
1号認定 (教育標準時間認定)	3～5歳児	保育の必要性なし	こども園・幼稚園
新1号認定	3～5歳児	保育の必要性なし	私立幼稚園
新2号認定 (教育標準時間認定)	3～5歳児	保育の必要性あり (1号認定又は新1号認定を対象とした 預かり保育利用)	こども園・幼稚園 認可外保育所等
2号認定 (保育認定)	3～5歳児	保育の必要性あり	こども園・保育園
3号認定 (保育認定)	満3歳未満児	保育の必要性あり	こども園・保育園・ 地域型保育

《保育の必要性とは？》

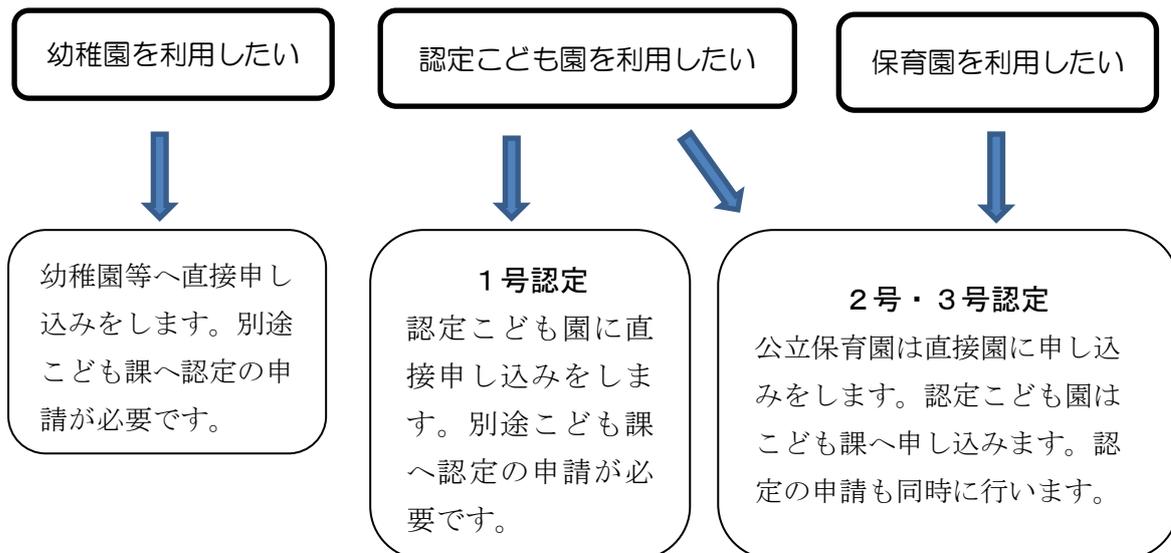
保育の必要性があるとは、保護者のいずれもが、次に挙げる項目のいずれかに該当するため、家庭で保育することができないことをいいます。

- (1) 就労している（1ヶ月に60時間以上）
- (2) 妊娠中または出産後間がない（出産前8週・出産後8週）
- (3) 保護者の疾病・障がい
- (4) 同居している親族または長期入院している親族を常時介護している
- (5) 災害復旧にあたっている
- (6) 求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っている（入園後60日以内に基準を満たせない場合は退所）
- (7) 就学している（職業訓練校における職業訓練を含む）
- (8) 虐待やDVのおそれがある
- (9) 育児休業取得中にすでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である
- (10) その他保育が必要と認められる場合

* 世帯分離、2世帯住宅、離れ住宅は同居として扱います。就労状況を確認の上、保育園の利用を調整します。

* 同居者で義務教育終了以上65歳以下の同居の方すべてについて、児童が保育園入園を必要とすることを証明する書類が必要です。同居の方の状況なども確認対象とし、保育園利用調整の参考とします。

3. 申請方法



※幼稚園、認定こども園1号認定で一時預かりを利用する方は、新2号認定のため申請が必要となります。保育の必要性の基準に準じて認定となりますので、就労証明書等も提出していただきます。

※町外の保育園をご希望の場合は、こども課へ申し込みをします。ご希望市町村によって締め切りが異なるため、お早めにご相談ください。

○4月入園以外の申込みについては、毎月10日締め切りです。

○昭苑こども園希望の方は、4月入園以降はこども課へ申請をしてください。

※認可外保育園、事業所内保育については、直接施設へお申し込みください。無償化の対象についての確認は、こども課へお問合せください。



4. 保育園利用手続きのながれ

支給認定申請・入園の申し込み

提出書類 ①施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼
入園申込書（児童1名につき1枚）

※マイナンバーの通知カード及び本人確認書類

②保護者が児童の保育園入園を必要とすることを証明する書類

※就労証明書等（1世帯で1部ずつ）

③児童の健康状態調査票（児童1名につき1枚）

④保護者緊急連絡票（児童1名につき1枚）

※書類の未提出・不備がある場合は選考対象となりませんのでご注意ください。

※提出いただいた書類等は、返却いたしません。

※郵送は不可とします。

※アレルギー等がある場合は、別途書類が必要となりますので、お申し付けください。

面接

（ご家庭の状況の聞き取り確認と、児童の状況を伺います。）

※公立保育園の申し込み・面接は同日に行います。

必ず入園希望児童とおいでください。（事前に園にご連絡ください。）

※認定こども園については、4月入園以降の申し込みはこども課へ。面接については入園決定後に行います。

入園の承諾・不承諾

（すべての申込者へ入園の可否について連絡します。）

送付通知 ○承諾の場合 「保育園入園承諾書」

●保留の場合 「保育所等保育利用保留通知書」（理由等記載）

※入園の承諾は、保育の必要性の高い順に行います。

※入園できる基準に合致していても、定員に余裕がない時など直ちに入園できない場合があります。

※児童の疾病等で、集団保育が不可能な場合は、入園できない場合がありますのであらかじめ了承ください。

入園説明会（4月入園の方のみ）

実施時期 令和4年2月～3月（日時、入園先の保育園より案内の通知を同封します。）

説明会場 入園する各保育園等

出席者 保護者

※5月以降入園内定の方は、入園前に各保育園で入園説明を受けていただきます。（各保育園等より事前に電話連絡いたします。）

保育園入園

令和4年4月1日（5月以降に入園内定の方は、入園月の1日）



◇ 支給認定申請・入園の申し込み時に提出するもの（再掲）

下記の書類を揃えて入園第1希望の保育園へ提出してください。（町立の場合は直接園へ提出。認定こども園の場合は、こども課へ提出。）毎月10日までに（休日の場合は前日）提出。審査の結果、入園可能となれば、翌月1日より入園となります。ただし、4月の新規入園申し込みの締切りは11月初旬となります。（日程については、広報等でお知らせいたします。）

***町外の保育園を希望される場合は、こども課まで提出してください。（締め切りは、ご希望市町村によって異なります。お早目にご相談ください。）**

- ① 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼入園申込書
- ② 保護者が児童の保育園入園を必要とすることを証明する書類（世帯で1組）
 - ・就労している・・・就労証明書（保護者及び同居している65歳以下の全員分）
 - ・妊娠中または出産後間がない・・・母子手帳の写し（表紙と分娩予定日が記載されたページの写し）
 - ・保護者に病気や心身の障がいがある場合・・・医師の意見書・診断書・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳の写し等
 - ・親族の介護・看病・・・医師の意見書・診断書等
 - ・災害復旧・・・罹災証明
 - ・求職活動（起業準備）・・・求職活動のわかる書類・申出書
 - ・就学している・・・在学証明又は学生証及び時間割表（カリキュラム）
 - ・虐待・DV・・・行政機関で証明された書類の写し（相談等を行ったことの証明書の写し等、状況がわかる書類）
 - ・育児休業取得中にすでに保育をしている子どもの継続利用・・・
就労証明書の記載欄に育児休業の期間を記載
 - ・ひとり親家庭の方・・・子どもの戸籍謄本
- ③ 児童の健康状況調査票（児童1名につき1枚）
- ④ 保護者緊急連絡票（児童1名につき1枚）
- ⑤ アレルギー等がある場合は、各種診断書等

※町外へ転出予定の方・・・転出前に転出先の市町村へ入園の申し込みができます。

売買契約書、賃貸契約書のコピーなど、転出先の住所がわかる書類が必要です。

（転出先によって必要書類が異なることがあります。）

転出後、転出先で再度申し込みが必要になります。

次の場合には、必ず速やかに「給付認定申請内容変更届」に必要な書類を添付して
保育園を通じてこども課に必ず届け出てください。

* 施設型給付費・地域型給付費等支給認定証とご印鑑を必ずお持ちください。

① 住所、氏名、連絡先が変わったとき

- ・町内で転居したとき：添付書類なし
- ・保護者が離婚したとき：子どもの戸籍謄本等
- ・保護者が結婚したとき：配偶者の就労証明書
- ・同居者が変わったとき：同居者の就労証明書

② 勤務先（勤務地）、勤務時間、勤務形態が変わったときや転職したとき

*いずれの場合も「就労証明書」を添付してください。

- ・就職、転職、転勤、勤務先の名称変更、勤務先の移転など
- ・勤務時間の変更、育児のための時短勤務制度の利用など
- ・パート、アルバイトや派遣社員から正社員への変更など

③ 保護者が退職したとき、病気が治り家庭内保育できるようになったとき、同居の
要介護者の介護が不要になったとき等

*保育の必要性が認められる状態でなくなるため、退園となります。ただし、求職活
動をする場合は、就労状況申出書を提出していただき、退職、または病気が治った
日の翌日から60日以内に就労し、正式採用の就労証明書を提出すれば、入所の継
続ができます。

④ 妊娠、出産したとき

添付書類：母子健康手帳（記名のあるページと出産予定日が記載されているページ）
のコピー

⑤ 育児休業を取得したとき

添付書類：就労証明書（育児休業の取得について記載されているもの）

（注意）育児休業対象の児童以外のきょうだいについては、入園可能期限は「育児休業終了日」の月の末日までとなります。

保育園を退園するとき（家庭で保育できるようになったことなどによる）

すみやかに「保育所等利用辞退届」「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定証
返還届」を提出してください。

町外へ転出するとき、または保育の必要がなくなったときは、「施設型給付費・地域
型保育給付費等支給認定証返還届」に「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定
証」を添付し保育園へ提出してください。

※転出した日の属する月の月末までは保育できますが、翌月は不可となります。

5. 保育料について

幼児教育・保育無償化により3歳児（1号認定・2号認定及び新1号認定は満3歳児）から保育料の負担はありません。また0歳児から2歳児までの住民税非課税世帯も無償化の対象となります。※給食費等の実費徴収部分については、自己負担となります。

(1) 保育料の算定 0歳児から2歳児までの保育認定子ども

保護者（父母等）の令和3年度の町民税所得割額の合計金額によって決定します。

※ 階層区分の住民税は住宅借入金等特別税額控除等、税額控除適用前の税額により決定します。

（家計の主宰者が祖父母の場合（祖父母に父母が扶養されている場合）祖父母の町民税所得割額によって決定します。）

※ 6月に新しい年度の課税額が出ることから、**毎年9月が保育料算定の切り替え時期**となります。

また、母子・父子家庭単独世帯及び在宅障がい児（者）を扶養している家庭には配慮があります。

◇保育料の算定の対象となる人

・・・児童の父母。ただし、父母が扶養されている場合は、児童と同居している世帯の「扶養義務者」※扶養義務者とは、児童の父母、祖父母等を指します。

注）国の税制改正等に伴う保育料算定基準への影響のため、今後、利用者負担が改定になる場合がありますので、予めご了承ください。

(2) 保育料の支払い（公立保育園）

① 支払方法・・・納入の手続きの簡素化、省力化を図るため口座振替をご利用ください。

・「保育料等口座振替依頼書」で登録する金融機関の口座からの引落としになりますので、引落としのできる口座を登録してください。

・口座の名義は、同一世帯の人であればどなたの名義でも構いません。

・保育料の口座振替の取り扱いをしている金融機関は次のとおりです。

○千葉銀行 ○京葉銀行 ○成田市農業協同組合

*上記の金融機関でしたら、どこの支店でも結構です。

② 支払い日・・・毎月月末日（ただし、その月の月末日が土日、祝祭日の場合等、金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日。12月については変動あり。）

・資金不足等により指定の期日に引落しできなかった場合は、その日から約1週間後に保育園を通じて納付書を配布します。納付書の裏面に記載されている金融機関からお振込み、または、各保育園事務室に直接お支払ください。

※私立認定こども園等の保育料は、園へ直接納入となります。

(3) 保育料滞納について

・保育料は、保育園運営に必要な不可欠な経費として、利用者の方々に一部をご負担していただいています。保育料を納付していただいているご家庭との公平性の観点から、町では保育料の徴収に取り組んでいます。納付困難な場合は、分割納付という方法もありますので、ご相談ください。

○納付が確認できない場合は、自宅や勤務先に電話催告させていただく場合があります。

○滞納が高額化、長期化した滞納世帯に対しては、財産調査を実施する場合があります。

○保育料を滞納した場合は、法令に基づき、滞納処分（差押え等）を行う場合があります。

6. 時間外保育の申込みについて

・就労時間、通勤時間の都合により、時間外保育を必要とする場合にお申込みできます。

① 方法・・・利用開始月の前月の15日までに、保育園に直接申し込みが必要です。

② 提出書類・・・時間外保育申込書(就労証明書に記載された勤務時間以外の勤務時間がある場合は、就労証明書を再提出していただきます。

③ 時間外保育時間を変更される場合・・・「保育園時間外保育変更届」を提出してください。

④ 時間外保育を辞退する場合・・・「保育園時間外保育辞退届」を提出してください。

※時間外保育料は、翌月の末日が納付期限です。

※時間外保育の実際の利用の有無にかかわらず、利用登録されていれば、時間外保育料は賦課されます。

7. 入園にあたっての注意事項

(1) 保育園の休園日

*日曜日 *国民の休日 *12月29日から1月3日まで

※土曜日も保育を実施していますが、保護者が休業日等で家庭での保育ができる場合には、家庭での保育となります。

(2) 保育時間

【基本の保育】下記のとおりです。

(標準時間) 7:00～18:00 (11時間)

*昭苑こども園は7:30～18:30

(短時間) 8:30～16:30 (8時間)

【時間外保育】保護者の勤務時間を考慮し、保育時間を延長しています。

《町立保育園》

曜日	保育時間		時間外保育	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間
月～金曜	7時～18時	8時30分～ 16時30分	(岩橋)18時～20時 (中央)18時～19時	7時～8時30分 16時30分～18時
土曜	7時～18時	8時30分～ 16時30分	/	7時～8時30分 16時30分～18時

《昭苑こども園》

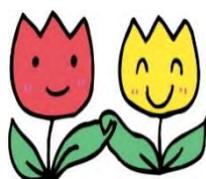
曜日	保育時間		時間外保育	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間
月～金曜	7時30分～ 18時30分	8時30分～ 16時30分	7時～7時30分 18時30分～19時	7時30分～8時30分 16時30分～18時30分
土曜	7時～17時	8時30分～ 16時30分	/	7時～8時30分

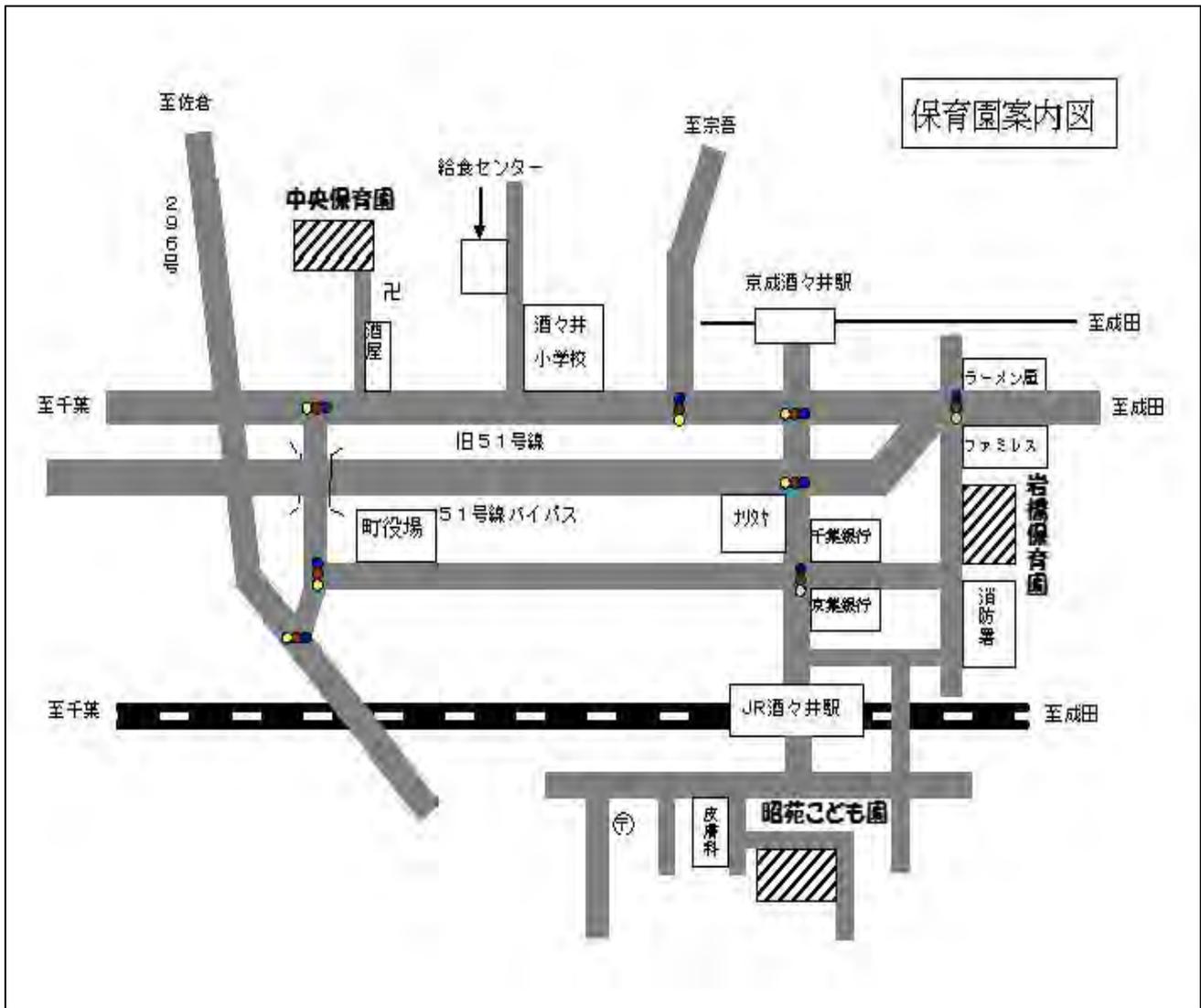
《町立保育園》

保育園名	定員	対象年齢	所在地	電話
中央保育園	60人	1歳6ヶ月～ 就学前	酒々井121	(496) 1274
岩橋保育園	120人	6ヶ月～ 就学前	上岩橋1151	(496) 1625

《私立認定こども園》

保育園名	定員	対象年齢	所在地	電話
昭苑こども園	教育認定60人	6ヶ月～ 就学前	東酒々井 1-1-105	(496) 3238
	保育認定113人			





令和4年度 利用者負担額（保育料）・時間外保育利用料徴収基準額表

表1 利用者負担額（保育料）

階層区分	課税状況	町利用者負担（月額）						多子軽減
		3号認定（3歳未満児）		2号認定（3歳児）		2号認定（4歳以上児）		
		保育標準時間	短時間	保育標準時間	短時間	保育標準時間	短時間	
第1階層	生活保護世帯	0		0		0		第2子以降無料
第2階層	市町村民税非課税世帯	0		0		0		
第3階層	均等割のみ	8,800	8,600	0	0	0	0	算定対象年齢廃
	所得割課税 24,000円未満世帯	12,000	11,800	0	0	0	0	
	所得割課税 48,600円未満世帯	15,700	15,400	0	0	0	0	
第4階層	所得割課税 57,700円未満世帯	23,500	23,100	0	0	0	0	就学前までを第1子
	所得割課税 97,000円未満世帯							
第5階層	所得割課税 133,000円未満世帯	32,500	31,900	0	0	0	0	
	所得割課税 169,000円未満世帯	35,400	34,800	0	0	0	0	
第6階層	所得割課税 301,000円未満世帯	46,800	46,000	0	0	0	0	
第7階層	所得割課税 397,000円未満世帯	60,000	59,000					
第8階層	所得割課税 397,000円以上世帯	70,000	68,800					

注) 1. 算定に利用する市町村民税所得割課税額の年度

* 4月から8月・・・令和3年度市町村民税所得割課税額（R2年中の収入に基づくもの）

* 9月から3月・・・令和4年度市町村民税所得割課税額（R3年中の収入に基づくもの）

2. 多子世帯の保育料の軽減について

市町村民税所得割課税額 57,700円未満の世帯は、第2子が半額、第3子以降が無料となります。（保護者と生計を一にする兄や姉が多子計算の算定対象です）

なお、それ以上の階層に関しては、就学前のお子さんが算定対象となります。

3. ひとり親世帯等の保育料の軽減について

ひとり親世帯、障がい者世帯の場合、上記の表の一部が次のとおりとなります。

階層区分	課税状況	町利用者負担（月額）						多子軽減
		3号認定（3歳未満児）		2号認定（3歳児）		2号認定（4歳以上児）		
		保育標準時間	短時間	保育標準時間	短時間	保育標準時間	短時間	
第2階層	市町村民税非課税世帯	0		0		0		第2子以降無料
第3階層	均等割のみ	7,800	7,600	0	0	0	0	
	所得割課税 48,600円未満世帯	9,000	9,000					
第4階層	所得割課税 77,101円未満世帯							

※給食費（副食費）等の実費徴収部分については、保護者負担となります。

（3号認定は保育料に含まれています。）

表2 町立保育園時間外保育利用料

時間外保育利用料（月額）	30分につき600円
--------------	------------

注) 1. 時間外保育を希望される方は、時間外保育申込書を保育園に提出してください。

2. 時間外保育料は、階層区分、子どもの年齢にかかわらず同額です。

ただし、保育料が1階層の方、児童福祉法の規定により里親を受託している方は、無料です。

3. 時間外保育を申し込みされていない方は、30分につき1回300円となります。

4. 町立保育園以外については、各保育園の規定となります。

